(3)　会計参与設置会社にあっては、会計参与に関する次に掲げる書類

［(i)～(iii)　略］

(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は法第百五条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

［(4)～(10)　略］

［八～ホ　略］

二　株式会社金融商品取引所を子会社とする会社を設立しようとする場合　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　法第百六条の十第一項の認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1)　取締役及び監査役に関する次に掲げる書類

［(i)～(iii)　略］

(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は法第百五条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(2)　会計参与設置会社にあっては、会計参与に関する次に掲げる書類

［(i)～(iii)　略］

(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は法第百五条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

［(3)～(9)　略］

［八～ホ　略］

（合併認可申請書）

第九十五条　［略］

2　法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面（これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあっては、当該電磁的記録）とする。

［一～五　略］

六　吸収合併存続金融商品取引所又は新設合併設立金融商品取引所の役員に関する次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　法第二十九条の四第一項第二号ロからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号（会計参与にあっては、同号及び同法第三百三十三条第三項各号）又は法第九十八条第四項第一号（合併後金融商品取引所が株式会社金融商品取引所である場合にあっては、法第百五条の二において準用する同号）のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［七～十四　略］

(3)　［同上］

［(i)～(iii)　同上］

(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

［(4)～(10)　同上］

［八～ホ　同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

［(i)～(iii)　同上］

(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(2)　［同上］

［(i)～(iii)　同上］

(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

［(3)～(9)　同上］

［八～ホ　同上］

（合併認可申請書）

第九十五条　［同上］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　法第二十九条の四第一項第二号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［七～十四　同上］